

# アフリカ特別法廷(CAE)による元国家元首の裁判(Habré事件)の意義

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2018-03-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Inazumi, Mitsue メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24517/00050362">https://doi.org/10.24517/00050362</a>

# アフリカ特別法廷（CAE）による元国家元首の 裁判（Habré 事件）の意義

稲 角 光 恵

はじめに

- 1 Habré 事件の容疑事実と Pinochet 事件の影響
- 2 様々な裁判所における取扱いとアフリカ特別法廷（CAE）による裁判
  - 2-1) セネガル国内裁判所での訴追と挫折
  - 2-2) セネガルによるベルギーからの引渡請求の拒否と AU への要請
  - 2-3) 「引渡又は訴追の義務に関する事件」（国際司法裁判所）
  - 2-4) アフリカ人権裁判所及び ECOWAS 司法裁判所の判断
  - 2-5) アフリカ特別法廷の設置と裁判の実施
    - 2-5-1) アフリカ特別法廷の概要
    - 2-5-2) Habré 事件の審理と有罪判決
    - 2-5-3) Habré 事件以外の事件
- 3 Habré 事件の国際法上の意義
  - 3-1) 関係国の国家管轄権の根拠と競合問題
  - 3-2) 元国家元首の外国での処罰と特権免除
  - 3-3) アフリカ特別法廷の意義——アフリカの手で裁判をおわりに

はじめに

2016年5月30日、チャドの元大統領である Hissène Habré 氏は、彼の独裁政権下で行った人道に対する罪、戦争犯罪及び拷問等について終身刑を言い渡された<sup>1</sup>。被告人は上訴したが2017年4月27日、下級審が下した有罪判決を支

---

1 *Chambre Africaine Extraordinaire D'Assises, Ministère Public contre Hisssein Habré, Jugement, 30 mai 2016.* 同法廷の判決等は、公式ホームページにて公開されている。See, <http://www.chambresafriaines.org/index.php> (last visited on 1 November 2017).

持する判決<sup>2</sup>が出され刑が確定した。これら判決を下したのはセネガルに設置された *Chambres Africaines Extraordinaires* (CAE、以下、アフリカ特別法廷) である。なぜチャドにおいてチャド人である Habré 氏がチャド人に対して犯した人権侵害をセネガルが裁いたのか。なぜ通常の国内裁判所での処理ではなくアフリカ特別法廷が新設されたのか。Habré 政権が転覆してから 25 年以上経過しての有罪判決であったが、なぜ犯罪処罰にこれだけの年数を要したのか。そこには政治的な問題のみならず、様々な国際法及び国内法上の問題がからんでいたのであった。

国際法上の犯罪について重大な責任を有する者の刑事責任を追及する場としてはオランダのハーグにて開廷している国際刑事裁判所 (*International Criminal Court*、以下 ICC) が有名であるが、Habré 事件については犯罪遂行時期が 1982 年から 1990 年の間の期間であり、ICC は ICC のローマ規程が発効後 (2002 年 7 月 1 日以降) に犯された犯罪にのみ管轄権を行使しうる<sup>3</sup>ため、ICC が Habré 事件を審理することはできない。このように ICC が裁判できない事件であることから、処罰の徹底を希求する国際社会では Habré 氏の訴追と裁判が目標とされつつも、実際にどこの裁判所で裁判を実施するのかで論争が起きた。管轄権行使可能な裁判所候補から ICC が除外され国際的な刑事裁判機関が不在の中、元国家元首による犯罪はどこで裁かれるべきなのか。国が行使する管轄権の競合状態における特定の管轄権の優先性の有無という国際法上の議論が発生し、被疑者が存在する国が負う訴追又は引渡の義務について国際司法裁判所で国家間紛争として争われ<sup>4</sup>、さらに、特にヨーロッパ諸国からの介入に対して強く反発するアフリカ諸国が議論を主導してアフリカ連合 (*African Union*、以下 AU) が動いた政治的論争にも発展したことが、Habré 事件の処理

---

2 *Chambre Africaine Extraordinaire D'Assises D'Appel, Situation en République du Tchad Le Procureur Général contre Hissein Habré*, Arrêt, 27 avril 2017.

3 ICC 規程第 11 条 1 項。

4 *International Court of Justice (ICJ), Case on the Questions Relating to the Obligation to Prosecute or Extradite*, (Belgium v. Senegal), Judgment of 20 July 2012.

の複雑化と長期化をもたらしたのであった。

Habré 事件は上記の有罪判決に至るまで様々な裁判所において訴追について審議された経緯があり、国家による管轄権行使のみならず、AU という国際的な地域機関が介入して新しい訴追手続が模索された特異な例である。諸外国の国内裁判所や国際機関が設置に関与したハイブリッドな特別法廷はシエラレオネ国際法廷など他にも存在するが、アフリカ特別法廷と同法廷で扱われた Habré 事件は、後に AU の「アフリカ国際刑事裁判所」構想の再来に大いに影響を与えた存在としても重要であると考えられる。また、管轄権根拠の問題や引渡問題のみならず、元国家元首が享有する管轄権免除の問題など、多岐にわたる国際刑事法の問題点をはらんだ事例であり、Habré 事件に関わる手続とその問題点など同事件の意義を明らかにすることが国際刑事法の研究の推進に貢献すると考える。

本稿ではアフリカ特別法廷に注目し、同法廷の設立原因でもある Habré 事件の手続処理を概括した上で、同事件が提起した管轄権に関する諸問題を検討し国際法上の意義を明らかにする。第 1 章では Habré 氏の被疑事実を簡単に述べた上で、彼の訴追が Pinochet 事件の影響を受けた社会からの圧力により行われたことを指摘する。なお、本稿では諸裁判所の管轄権の問題に焦点をあてて検討するため、被疑事実とその評価や有罪性並びに被害者救済手段等のその他の論点については扱わない。次に第 2 章では複数の裁判所による Habré 事件の取扱いの全体像を概括した上で、第 3 章では Habré 事件に関する管轄権の諸問題を検討し、アフリカ特別法廷の意義を明らかにする。

## 1 Habré 事件の容疑事実と Pinochet 事件の影響

Hissène Habré 氏はチャドにおいて 1982 年 6 月 7 日の反乱によって権力を掌握し、大統領の地位に就いたが、1990 年 12 月にクーデターにより政権転覆された後、国外に逃亡し、セネガルに政治亡命した。Habré 政権を打倒した新政権下で行われた調査では、Habré 大統領就任中（1982 年から 1990 年）、人権侵

害が横行し、恣意的な逮捕や組織的拷問、市民の非人道的な取扱いが大規模に行われた結果、4万人が殺害され、20万人が拷問されたと報告されている<sup>5</sup>。

政変後、Habré 政権下で行われた拷問等の重大な人権侵害について Habré 氏の刑事責任を追及する動きが出てきた。同氏には人道に対する罪、戦争犯罪、拷問などを行った容疑がかけられたのであり、裁判手続開始の背景には被害者達の各国国内裁判所に対する働きかけと、Pinochet 事件や ICC の設立に象徴されるような、国際犯罪の処罰徹底の希求とそれを支援する国際社会の動向があった。特に Habré 政権下の人権侵害の被害者達の希望の灯となり被害者達の活動を勇気づけたのは Pinochet 事件である。スペインがチリの元国家元首である Pinochet 氏に対して拷問等の刑事責任を法廷で追及するために逮捕状を発行し、ロンドンで身柄拘束された Pinochet 氏に対してイギリスの裁判所が裁判管轄権からの免除を否定した<sup>6</sup>ことは、同様に元国家元首たる Habré 氏についても外国で裁判を実施することが可能であることを示唆し、被害者達がチャド国外で訴追を求める活動を活発化させるきっかけともなったのである。Pinochet 氏のロンドンでの逮捕により勇気づけられた被害者達は Habré 氏の亡命先であるセネガルやヨーロッパ各地で訴追を求める活動を行い、この被害者達の活動の結果、裁判管轄権の行使を決定したセネガルとベルギーの間に管轄権の競合問題が発生するに至ったのである。

---

5 調査委員会は Habré 政権後の新政権の下で 1990 年に設置が決定され、前政権下で犯された犯罪の全体像を解明する報告書を作成した。See, “Report of the Commission of Inquiry into the Crimes and Misappropriations Committed by Ex-President Habré, His Accomplices and/or Accessories”, 7 May 1992, Conclusion, English translation available from the United States Institute of Peace.

6 UK House of Lords, *Regina v. Bow Street Metropolitan Stipendiary Magistrate and others, Ex Parte Pinochet Ugarte (No. 3)*, Judgment, *The Weekly Law Reports 1999 (Vol. 2)*, p. 827. 拙稿「元国家元首の免責特権：ピノチェト事件」『国際法判例百選〔第2版〕』（別冊ジュリスト No.204）、有斐閣（2011年）、参照。

## 2 様々な裁判所における取扱いとアフリカ特別法廷（CAE）による裁判

本章ではアフリカ特別法廷が設置された経緯を概括する。以下で Habré 事件の取扱いについて注目し、セネガルとベルギーの競合管轄権問題が国際紛争に発展し、解決策としてアフリカ特別法廷が設立され裁判を実施した経緯を概括する<sup>7</sup>。

### 2-1) セネガル国内裁判所での訴追と挫折

後にベルギーやチャドでも行われる Habré 氏に対する司法手続は、最初は彼の亡命先であったセネガルで始まった。2000年1月に被害者達がダカールにて拷問と人道に対する罪等について訴えた結果、Habré 氏はセネガルにおいて逮捕され、同年2月3日に訴追されたのである。しかし2000年7月4日、セネガルのダカールの裁判所は被告人からの抗弁を認め、セネガルの裁判所には外国人により外国において外国人に対して侵された拷問行為について裁判する権限がないと判示し<sup>8</sup>、2001年3月20日の上訴審も同様に Habré 氏を裁判する管轄権がないとして下級審の判決を支持したのである。

このようにセネガルは Habré 氏の訴追に踏切ったにも関わらず自国の国内裁判所から管轄権の欠如による裁判不能を突き付けられたのであり、セネガルにおいて彼の法的責任を追及する手段は潰えたかに見えた。しかし、国際犯罪の処罰の徹底を求める国際社会は裁判の断念を許さなかったのである。国連の拷問禁止委員会やコフィ・アナン国連事務総長の介入後、2001年9月27日、セ

---

7 Habré 事件の取扱いに関する全体的な流れについては、See, *supra* note (1), paras. 4-30. See also, Raphael Tiwang Watio “Affaire Hissène Habré: Où en est la justice?” *African Yearbook of International Law* Vol. 17 (2009), pp. 379-409. Habré 事件の AU における取扱いについては、see, Konstantinos D. Magliveras “Fighting Impunity Unsuccessfully in Africa: A critique of the African Union’s handling of the Hissène Habré affair” *African Journal of International and Comparative Law* Vol. 22 No. 2 (2014).

8 Court of Appeal of Dakar, *Ministère Public et François Diouf Contre Hissène Habré*, arrêt No. 135 of 4 July 2000, and, Cour de Cassation du Sénégal, *Souleymane Guengueng et Autres Contre Hissène Habré*, arrêt No. 14 of 20 March 2001, partly reprinted in *International Law Report* Vol. 125 (2001).

ネガルの Abdoulaye Wade 大統領は犯罪人引渡要請があるまでセネガルで Habré 氏の身柄を保留することに同意することにより、他国による管轄権の行使に協力する姿勢をセネガルは示したのであった。

## 2-2) セネガルによるベルギーからの引渡請求の拒否と AU への要請

Habré 政権下で行われた犯罪の被害者達は他の国でも被害を訴えて裁判管轄権の行使を促したが、これに応えたのがベルギーであった。2005 年 9 月にベルギーの裁判官は、拷問、ジェノサイド、人道に対する罪及びその他の国際人道法違反等の容疑で Habré 氏の国際逮捕状を発行しセネガルに対して被疑者の引渡を要請した。前節で述べたように外国による管轄権行使を容認し協力する意向にあったセネガルは、ベルギーの要請に応じて Habré 氏を再逮捕し抑留したのである。しかし、2005 年 11 月 25 日、引渡是非を審議したダカールの裁判所は、被疑者が特権免除を与えられるべき元国家元首であることを根拠に、ベルギーの引渡要請について判断する管轄権が自らにないと判示し、後日 Habré 氏は釈放されたのであった。

この国内裁判所の決定の結果として Habré 氏が自由の身となることに対してベルギーをはじめとする国際社会から非難を受けることことは必須であり、処罰を求める国際社会からの要請と特権による管轄権免除を主張する国内裁判所の判断との板挟みとなる中、セネガルは、2005 年 11 月 27 日、AU に対して Habré 氏を審理する権限ある管轄権について見解を示すよう諮問したのである。AU は、2006 年 1 月、この件に関してアフリカ法律専門家委員会 (Committee of African Eminent Jurists) を設置し、同委員会に対して Habré 事件の諸要素と裁判のための選択肢について検討するよう要請した<sup>9</sup>。

アフリカ法律専門家委員会は報告書をまとめ、Habré 氏は元国家元首の特権免除を盾にして隠れることはできないとし<sup>10</sup>、セネガルが国際法上の義務下に

9 AU, "Decision on the Hissène Habré Case and the African Union", AU Doc. Assembly/AU/Dec. 103 (VI), 24 January 2006.

10 Report of the Committee of Eminent African Jurists on the Case of Hissène Habré, para.13, available at the Peace Palace Library HP, HabréCEJA\_Repor0506.pdf (last accessed on 1

あることから裁判を行うのに最適な国であるとの見解を示した<sup>11</sup>。同報告書は、そもそもチャドが Habré 氏を裁判し処罰する主要な責任を有しているのであるからセネガルと協力すべきである<sup>12</sup>とも述べている。Habré 氏はセネガル若しくはチャドで、それができない場合には他のアフリカ諸国で裁判されるべきであるが、第2の選択肢として同報告書はアド・ホック法廷の設置の可能性も挙げ、国家管轄権又はアド・ホックな地域的管轄権のいずれが解決策として選択されたとしても AU が諸国を補助しなければならないと述べた<sup>13</sup>。最後に第3の選択肢として拷問禁止条約の締約国であるアフリカ諸国も本件を扱う法廷地となりうるとして、アフリカの他の国が管轄権を行使することも提案した<sup>14</sup>。さらに、将来に同様の問題が生じる場合に備えて、不処罰という選択肢はありえないことをアフリカ全土に発した上で、AU の司法機関に刑事管轄権を付与することを検討すべきである<sup>15</sup>との見解を委員会は示した。

その後、同委員会の勧告に従い、2006年7月2日、AU はセネガルに対して公正な裁判を保障しつつ権限あるセネガル裁判所において「アフリカのために」Habré 氏を訴追するよう求めた<sup>16</sup>。AU からの要請をセネガルは受け入れ、裁判を実施するための国内法の環境整備を進め、2007年1月31日に新法を制定した。新法は国外で侵されたジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪、拷問を訴追する管轄権を制定するものであった。さらにセネガルは2008年に法の不遡及を定めた憲法9条を改正し、ジェノサイド罪、人道に対する罪又は戦

---

November 2017).

11 *Ibid.*, para.29.

12 *Ibid.*, para. 30.

13 *Ibid.*, paras. 22-25, 28, 32.

14 See, *ibid.*, paras. 21, 33.

15 *Ibid.*, paras.34-35, 39.

16 AU, AU Doc. Assembly/AU/DEC.127 (VII), para. 5. The paragraph 5 of the decision states as follows: “MANDATES the Republic of Senegal to prosecute and ensure that Hissène Habré is tried, on Behalf of Africa, by a competent Senegalese court with guarantees for fair trial”. See also, ICJ, *Case on the Questions Relating to the Obligation to Prosecute or Extradite*, *supra* note (4), para. 107.



争犯罪に関する国際法規則に基づく犯罪を例外と定めた。これらの法改正により、Habré氏に対する刑事手続を否定したセネガル国内裁判所判決が論拠としていた事項を消滅させていったのである。このように国内法が整備されたことからセネガルにおける裁判の実施に期待が高まったが、セネガルは必要経費の欠如を理由に裁判を行わなかった。セネガルは拷問禁止条約に違反しており、Habré氏の訴追又は引渡を行うべきとする2006年5月の拷問禁止委員会の見解<sup>17</sup>や、拷問禁止条約に基づき公正な裁判を保障して裁判を行わないならばベルギーに引渡すようセネガルに求める欧州議会の決議<sup>18</sup>が出ていたのにも関わらず、一向に裁判が実施されない状況が、その後の国際法廷での紛争を招いたのである。

### 2-3) 「引渡又は訴追の義務に関する事件」(国際司法裁判所)

自国の国内裁判所でHabré氏を裁判する意思を表明したベルギーからは、セネガルに対して被疑者の身柄引渡が複数回請求されたが実際に引き渡されることはなかった。第1回目の引渡要請(2005年9月)に対しては、前述のように引渡のために逮捕されたにも関わらずセネガルのダカール裁判所がHabré氏は元国家元首として管轄権からの免除を認められるべきであるからベルギーに管轄権はないと否定したため引渡は拒否された。同判決後、セネガルは本件をAUの判断に委ねたのであるが、一向に裁判が実施されないことに不満を抱いたベルギーは、2009年2月、国際司法裁判所に提訴し、セネガルには拷問禁止条約に基づきHabré被疑者を訴追する義務があることの宣言と、訴追を行わない場合には被疑者をベルギーに引渡すことの命令を求めたのである<sup>19</sup>。国際

17 UN Committee Against Torture, *Guengueng et al. v. Senegal*, Communication No. 181/2001, Decision of 19 May 2006. See also, "Report of the Committee against Torture, thirty-seventh session and Thirty-sixth session", UN Doc. A/61/44 (2006), para. 72, pp. 85-86.

18 European Parliament Resolution on the Impunity in Africa and in Particular the Case of Hissène Habré, 16 March 2006, para. 12.

19 ICJ, *Case on the Questions Relating to the Obligation to Prosecute or Extradite*, *supra* note (4). 国際司法裁判所によるHabré事件の処理については、玉田大「引渡又は訴追義務の問題に関する事件(仮保全措置命令2009年5月28日)」岡山大学法学会雑誌第59巻1

司法裁判所は 2012 年 7 月 20 日、セネガルによる拷問禁止条約違反を認定し、セネガルは訴追又は引渡のいずれかを遅滞なく行わなければならないと判示した。国際司法裁判所は、セネガルによる不作為を、拷問禁止条約第 6 条 2 項（犯罪者が領域内に存在する締約国が容疑者を抑留後には事実について直ちに予備調査を行う義務）の違反と、第 7 条 1 項（容疑者が領域内で発見された締約国が容疑者を引渡さないときは訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する義務）の違反と認定したのである。

#### 2-4) アフリカ人権裁判所及び ECOWAS 司法裁判所の判断

アフリカの地域的国際機関の司法裁判所においても Habré 事件に関連する事件が取り上げられた。人権及び人民の権利に関するアフリカ裁判所（ACHPR）は、AU の司法機関であるが、同裁判所が判示した最初の事件が実は Habré 事件に関連する *Yogogombaye* 事件であった<sup>20</sup>。本件はセネガルにおける Habré 氏の刑事手続と新法に反対する原告が訴え、セネガル憲法の 2008 年改正は遡及的処罰を禁止するセネガル憲法及びアフリカ人権憲章第 7 条 2 項に違反しており、さらに Habré 氏に対する刑事手続が政治的動機に基づくものであるとして手続の停止を求めた事件である。これに対して裁判所は、2009 年 12 月 15 日、セネガルが同裁判所の管轄権を認める特別宣言を行っていないことからセネガルに関わる事件を扱う管轄権がないとして事件を棄却したため、セネガルによる Habré 事件の取扱いの合法性についての審議には入らなかった。

他方で、セネガルを国際法違反としたアフリカの地域的国際機関の裁判所に

---

号（2009 年 9 月）、渡辺豊「引渡か訴追かの義務に関する事件（ベルギー対セネガル：国際司法裁判所、2012 年 7 月 20 日判決）」法政理論第 46 巻 2 号（2014 年）、参照。

20 The African Court on Human and Peoples' Rights, *Michelot Yogogombaye v. Senegal*, App. No. 001/2008, Judgment, 15 December 2009. アフリカ人権裁判所による Habré 事件の処理については、渡辺豊「アフリカ人権裁判所の発足」法政理論第 43 巻 3・4 号（2011 年）、参照。See also, Konstantinos D. Magliveras, *supra* note (7); and see also, Andrew W. Maki "African Regional and Sub-Regional Systems" *Human Rights Brief* Vol. 17 No. 2 (Winter, 2010), pp. 60-61.

よる判断が出た。西アフリカ諸国経済共同体 (Economic Community of the Western African States、ECOWAS) の司法裁判所は、2010年11月18日、セネガルが Habré 氏を通常の裁判所に訴追したことは、国際犯罪に対してセネガルが管轄権を行使するために依拠できる国内法が欠如しているため、セネガル憲法及び自由権規約第15条の不遑及の原則の違反であると判示した<sup>21</sup>。同判決はさらに、セネガルが Habré 氏を特別法廷又はアド・ホック国際法廷において訴追しなければならないと述べたのである<sup>22</sup>。なお、後に次節で述べるアフリカ特別法廷の設置の違法性を Habré 氏は ECOWAS の裁判所に訴えたのであるが、ECOWAS の裁判所はそれについて判断する管轄権がないとして棄却した<sup>23</sup>。

## 2-5) アフリカ特別法廷の設置と裁判の実施

前節で紹介したアフリカ地域の国際的機関の裁判所判決からも、セネガルは既存の国内裁判所を利用して Habré 氏を訴追し裁判するという選択ができない状況に追い込まれたのである。そのため、2012年8月22日、セネガルと AU は Habré 氏を訴追するため、セネガル司法制度内に「Extraordinary African Chambers」の名称で特別な法廷を創設する合意を締結した。以下で設立されたアフリカ特別法廷について概括する。

### 2-5-1) アフリカ特別法廷の概要

アフリカ特別法廷は、セネガルと AU の間に 2012 年に締結された協定（以下、AU セネガル協定）<sup>24</sup> の下、同協定の付属書である規程（以下、アフリカ特

---

21 La Cour de Justice de la Communauté Economique des Etats de L’Afrique de L’Ouest (CEDEAO), *Affaire Hissein Habré cl Republic of Senegal*, 18 November 2010, arrêt No. ECW/CCJ/JUD/06/10.

22 *Ibid.* See also, ICJ, *Case on the Questions Relating to the Obligation to Prosecute or Extradite*, *supra* note (4), para. 35.

23 La Cour de Justice de la Communauté Economique des Etats de L’Afrique de L’Ouest (CEDEAO), *Affaire Hissein Habré cl Republic of Senegal*, 5 November 2013, arrêt No. ECW/CCJ/JUD/03/13.

24 See, “Accord entre le gouvernement de la République du Sénégal et l’Union africaine sur la

別法廷規程）<sup>25</sup>に基づき 2013 年 2 月から開廷した法廷であり、1982 年 6 月 7 日から 1990 年 12 月 1 日の間にチャドで侵された国際犯罪について最も責任ある者を訴追するために特別に設けられた裁判所である<sup>26</sup>。欧米諸国からの巨額の寄付金を受け実現にこぎつけたものであった。同法廷の設立には AU という地域的国際機構と諸外国からの寄付が大きな役割を果たしているが、同法廷は法的にはセネガルの既存の裁判制度の中に位置づけられて設置された<sup>27</sup>。裁判官や検察官はセネガルの法務大臣による指名と AU 委員会議長による任命を受けてセネガル人が選ばれるが、首席裁判官はセネガル以外の AU 構成国の国籍を持った者が任命されることとされた<sup>28</sup>。

同法廷はセネガルの刑法及び刑事訴訟法とともに、アフリカ特別法廷規程と国際刑事法を適用法として定めている<sup>29</sup>。訴追対象犯罪は、ジェノサイド罪、人道に対する罪、戦争犯罪、並びに拷問（アフリカ特別法廷規程第 4 条）であり、その中でも最も重大な犯罪を選択して裁判を行う（第 3 条 2 項）。なお、

---

création de chambres africaines extraordinaires au sein des juridictions sénégalaises”（以下、AU セネガル協定）、2012 年 8 月 22 日締結、アフリカ特別法廷の公式 HP より（2017 年 11 月 1 日確認）。

- 25 Statut des Chambres africaines extraordinaires au sein des juridictions sénégalaises pour la poursuite des crimes internationaux commis au Tchad Durant la période du 7 juin 1982 au 1er décembre 1990（以下、アフリカ特別法廷規程）、*ibid.* アフリカ特別法廷の全般的考察については、See, M. Mubiala “Vers une justice pénale régionale en Afrique” *International Review of Penal Law* Vol. 83 No. 3/4 (2012), pp. 547-557. See also, Sarah Williams “The Extraordinary African Chambers in the Senegalese Courts: An African Solution to an African Problem?” *Journal of International Criminal Justice* Vol. 11 (2013), pp. 1139-1160; see also, Sofie A. E. Hogestol “The Habré Judgment at the Extraordinary African Chambers: A Singular Victory in the Fight Against Impunity” *Nordic Journal of Human Rights* Vol. 34 No. 3 (2016), pp. 147-156.
- 26 AU セネガル協定第 1 条、アフリカ特別法廷規程第 1 条、第 3 条、参照。
- 27 AU セネガル協定第 1 条 1 項、2 項、アフリカ特別法廷規程第 2 条、参照。
- 28 アフリカ特別法廷規程第 11 条、第 12 条。裁判部の首席裁判官として、ブルキナファソの Gberdao Gustave Kam 判事が任命された。
- 29 AU セネガル協定第 1 条 5 項。アフリカ特別法廷規程第 16 条及び第 17 条は同規程がセネガル国内法より優先的に適用される形で定めている。

これらの犯罪については時効の成立が否定されている（第9条）。被疑者の地位により免責がないことは規程第10条3項で記されている。

#### 2-5-2) Habré 事件の審理と有罪判決

2013年、ダカールにアフリカ特別法廷が設置され、Habré氏は人道に対する罪及び拷問並びに戦争犯罪の容疑で警察の拘束下に置かれた。アフリカ特別法廷においてHabré氏の裁判が2015年7月20日から開始され、約60日間の公判中、被害者及び証人並びに専門家など約100人の証言が行われた後、2016年5月30日、被告人は拷問、強制労働、殺人、強制失踪、戦争犯罪、人道に対する罪等について有罪とされ、終身刑が言い渡されたのである。また、同法廷は2016年7月29日、犯罪被害者に対する賠償を認定した。

#### 2-5-3) Habré 事件以外の事件

特別法廷が創設されたことから、Habré氏以外の加害者を同法廷に訴追することを2000年に被害者達は要求した。確かにアフリカ特別法廷規程第3条は「最も責任ある者を裁く」管轄権を有しており、Habré氏のみで明文で対象が限定されるわけではなく、他の被疑者に対しても管轄権を行使することは可能である。そこで首席検察官は2013年7月に、旧Habré政権下で犯罪を犯した5人の被疑者を追加して訴追要請を行ったが、その内の数名はチャドの国内裁判所において既に有罪とされており、チャドは彼らの引渡を拒否した。

### 3 Habré 事件の国際法上の意義

#### 3-1) 関係国の国家管轄権の根拠と競合問題

前章で紹介したように、Habré氏の刑事責任追及に関しては、セネガルとベルギーの国内裁判所が管轄権を行使し、これら2国の管轄権の競合問題が国家間紛争に発展し、国際司法裁判所への提訴につながったのである。そこで、本節ではHabré事件の関係国が有する管轄権について見てみよう。

属地的管轄権を有する犯罪行為地であるチャドは、セネガルとベルギーの管轄権の競合が問題化した初期の時期には、チャドの法務大臣（Djinnain Koujdj-

Gaou 氏）がベルギーの判事からの問合せに対する 2002 年 10 月 7 日付の回答書において「Habré 氏はいかなる形態の免除も享有することを主張することができない」と記し、同氏の特権免除が政府によって放棄されていることを明らかにしていた<sup>30</sup> ことから、外国の域外管轄権の行使を妨げる意向はなかった。さらに、2011 年 7 月、チャドはセネガルに対して Habré 氏をベルギーに引渡すよう要求したこともあり、ベルギーによる訴追を支持していたと考えられる。しかし後に、チャドの国内裁判所は、2008 年に Habré 氏を被告人として欠席裁判を実施し、死刑を宣告した。また、2015 年 3 月 25 日、Habré 政権下で犯された殺人、拷問、誘拐等の容疑で 20 名に対して有罪判決を下している。さらに、チャドでは 7 千人の被害者に対してチャド政府に対して 1 億 2 千 500 万ドルの支払いを命じた判決も出た。このように Habré 氏が関連する犯罪に関して、チャドは刑事及び民事の双方において属地的管轄権を行使して裁判を実施したのであった。チャドは、2013 年と 2014 年にアフリカ特別法廷の捜査判事が行ったチャド国内での捜査に対して協力的な態度を取っていたのに対して、その後は Habré 以外の容疑者に対する引渡も証人喚問に応じることも拒否している事例もあることから、当初は外国の域外管轄権を阻止する意思はなかったが後にチャド自身が属地的管轄権を行使することに関心を示すように対応が変化したことが見られる。しかし、チャドによる欠席裁判の実施については国連高等弁務官事務所などから適正手続の違反として批判を受けており、セネガルに対して Habré 氏が拷問を受ける虞があるチャドには引渡さないよう要請する声があったのである。

他方で、セネガルとベルギーのいずれも犯罪行為地国ではないため、Habré 事件に関しては域外管轄権の行使を試みたものであった。まずセネガルの管轄権についてみてみよう。Habré 氏の亡命先であったセネガルが他国に先んじて管轄権の行使に着手したのであるが、裁判の実施には多くの課題を抱えていた

---

30 ICJ, *Case on the Questions Relating to the Obligation to Prosecute or Extradite*, *supra* note (4), para. 20.

ため裁判不能の状態に陥ってしまったのである。まず最初に被疑者を逮捕した当時はセネガルは普遍的管轄権を国内法で定めていなかったため、行使しうる管轄権根拠が欠如していることを理由にセネガル国内裁判所は **Habré** 事件の取扱いを拒否したのである。この管轄権根拠が欠如している問題については、後に国内法の改正により新たに **Habré** 事件も該当しうるような裁判管轄権が設定されたのであるが、今度は遡及処罰禁止の原則との抵触が指摘され、セネガルは裁判を開始することができなかつたのである。新たな犯罪分類を誕生させた場合とは異なり、行為の犯罪性は否定されない状況において管轄権のみ法整備が不十分であった場合に遡及的に裁判管轄権を拡張することは同原則に違反しないという解釈を主張する声もあるが、ECOWAS 司法裁判所はそのような解釈を採用しなかつた。

他方で、ベルギーは元チャド人のベルギー国民が被害を訴えたことから手続を開始しており、消極的属人的管轄権と普遍的管轄権の双方を根拠とする管轄権を有しうる。訴追又は引渡義務に関する国際司法裁判所の事件でセネガルにより任命されたアド・ホック裁判官である **Sur** 判事は反対意見の中で、拷問禁止条約上では消極的属人的管轄権を設けることを締約国に義務付けていないことから、締約国はそのような管轄権を認める義務がなく、さらに、セネガルは犯罪発生時に被害者がベルギー国籍を有しておらず事後的に国籍を取得したことを根拠とした消極的属人的管轄権を認めないので、ベルギーによる引渡請求は認められないと述べた<sup>31</sup>。**Sur** 判事は、引渡を要請する権限は拷問禁止条約第5条1項により管轄権を設けることが義務付けられている犯罪行為地国と被疑者の国籍国に与えられているのであり、ベルギーはこの要件を満たしていないため消極的属人的管轄権のみを根拠として被疑者の引渡を受けることはできないとの独自の解釈を示したのである<sup>32</sup>。また、被疑者の身柄を確保せずに行使

---

31 See, Dissenting Opinion of Judge Ad Hoc Sur, *Case on the Questions Relating to the Obligation to Prosecute or Extradite*, *supra* note (4), par. 21.

32 *Ibid.*, paras. 45-46, 59-60.

される普遍的管轄権の妥当性について疑問を呈する説もあり、ベルギーが主張する管轄権が国際法上許容されるか学術的な論議がある。

以上のようにセネガルとベルギーの域外管轄権が競合する状況において、国際法は管轄権の競合問題の解決についてどのように定めているのか、競合する管轄権間に優劣が国際法上存在するのか問題とされる。属地的管轄権が管轄権原則の基本であるとも解されているが、管轄権の種類によって優劣関係を定める一般原則の有無には争いがあり、主権尊重の原則に基づき各国は自国の管轄権を国内法により自由に定めているのである。Habré 事件においても、セネガルとベルギーのいずれも犯罪行為地国ではないため域外管轄権を行使していたのであり、両国の対立を通じて管轄権競合問題を解決する国際法の欠如が明白になったのであった。セネガルの普遍的管轄権はベルギーの消極的属人的管轄権に優先するのか。普遍的管轄権ははたして国際法上、他の管轄権を排する形で主張することができるのか。国際司法裁判所の判断が注目されたが、この点、国際司法裁判所は紛争当事国間で争点とされていなかったことを理由としてセネガルとベルギーの双方の管轄権根拠の国際法上の合法性又は妥当性について判断を示さなかったのである。国際司法裁判所は管轄権根拠の合法性の有無は判断せず、訴追又は引渡義務の原則の違反の有無について判示したのである。ちなみに国際司法裁判所は引渡又は訴追の原則（Principle of *aut dedere aut judicare*）を慣習法規則としてではなく拷問禁止条約上の義務として扱った。この点、ベルギーの主張の中でも訴追又は引渡の義務違反を糾弾する際には拷問禁止条約を根拠として挙げており、慣習法上の義務の違反としては主張を展開していなかった<sup>33</sup>点も、同原則が慣習法化していないことの証拠の一つとする見解もある<sup>34</sup>。

33 ICJ, *Case on the Questions Relating to the Obligation to Prosecute or Extradite*, *supra* note (4), para. 54.

34 See, Evelyon Corrie Westbrook Mack “Does Customary International Law Obligate States to Extradite or Prosecute Individuals Accused of Committing Crimes Against Humanity?” *Minnesota Journal of International Law* Vol. 24 (Winter 2015).



確かに国際司法裁判所は管轄権根拠の合法性又は優劣について判断していないが、セネガルとベルギーの両国の管轄権を否定もしていないことから黙示的に認めたとも考えられる。訴追又は引渡の原則は、訴追か引渡のいずれかを行う義務が締約国に課されているが、いずれを選択するかは当該国の裁量に任されているのであり、同原則は各国が有する裁判管轄権の優劣又は優先順位を示唆するものではない。身柄を確保せずに国が普遍的管轄権を主張することも、又は身柄を有する国が自国の普遍的管轄権を行使して自国において訴追するために他の管轄権根拠に基づいて行われた他国からの引渡請求を拒否することも、国際法上禁止されていないと考える。

### 3-2) 元国家元首の外国での処罰と特権免除

**Habré** 事件は、元国家元首が外国において刑事処罰された例として歴史に残る事件である。国際法上、国家を代表する特定の地位にある者には特権免除又は不逮捕特権とも称される外国の管轄権からの免除が与えられているため、通常、特権免除を享有する地位にあった者が外国で処罰されることはない。この点、先例として挙げられる **Pinochet** 事件は、外国の国内裁判所において元国家元首の特権免除が否定される可能性を示したことにより、特権免除を享有する地位にある各国代表や政府高官に大きな衝撃を与え、国際法学者から新たな国際法規則の発展として注目を集めるとともに人権活動家の喝采を浴びたのであるが、実際には **Pinochet** 氏の引渡を請求したスペインと引渡是非を審理した英国のいずれの国でも彼の刑事責任を追及する裁判を実施するには至らず処罰も行われなかった。なぜなら **Pinochet** 氏は本人の病状を理由に本国のチリへと移送されたからである。その点、本国外で実際に刑事責任について審理し有罪宣告にまで至った **Habré** 事件の意義は大きい。

国際司法裁判所は、「2000年4月11日の逮捕状に関する事件」（コンゴ民主共和国対ベルギー）（以下、逮捕状事件）において、特権免除が付与される地位にある者（逮捕状事件においては現職外務大臣）が外国において裁判されることは原則としてないが、例外的に裁判が可能な場合があるとした。国際司法

裁判所は第 61 パラグラフで、以下のように述べている。

「現職又は元外務大臣が国際法上享有する免除は、特定の場合において刑事訴追の妨げとはならない。第 1 に、そのような者は、彼等の本国において国際法上のいかなる刑事免除も享有しておらず、したがって同国の関連国内法規に従って同国の裁判所によって裁判されうる。

第 2 に、彼等が代表する又は代表していた国が免除を放棄した場合には、彼らは外国管轄権からの免除を享受しなくなる。

第 3 に、外務大臣の職から離れた後には、その者は他国において完全な国際法上の免除をもはや享有するわけではなくなる。国際法上管轄権があることを条件とし、一国の裁判所は、他国の元外務大臣を、その者が現職中に私的資格で行った行為について、また現職期間の前後に行われた行為について、裁判することができる。

第 4 に、現職又は元外務大臣は、管轄権を有する特定の国際的な刑事裁判所における刑事訴追の対象となりうる。」<sup>35</sup>

Habré 事件について上記 4 つの例外<sup>36</sup>に該当しうるか見るならば、セネガルもベルギーも Habré 氏の本国ではなく、チャドに代わって裁判を行う代替管轄権を行使したわけではないので第 1 の例外に該当しないことは明らかである。また、第 3 の例外への該当性については秘密警察等が行った拷問等の組織的な人権侵害を私的資格で行った行為と擬制する説を取るにより裁判することも可能ではあるが、同説の妥当性には Pinochet 事件に対する学説批判でも同様に争いがあるため批判を免れない。第 4 の例外については、アフリカ特別法廷が国際刑事裁判機関であるとして例外に該当すると主張することができるが、同法廷が国際的な性質を有しつつもセネガル国内司法制度に位置づけられた裁

35 ICJ, *Case on the Arrest Warrant of 11 April 2000*, (Democratic Republic of the Congo v. Belgium), Judgment of 14 February 2002, para. 61.

36 4 つの例外と裁判可能性を表にしたものは、拙稿、「国家元首や高官の刑事手続からの免除と公的資格無関係の原則との相克」金沢法学第 52 巻 1 号（2009 年 11 月）、参照。

判機関であることを理由に疑義が唱えられる余地が残っている。これらの例外の要件を満たしていないとしても、新政権の下でチャドが Habré 氏に関する管轄権の免除を 2002 年に放棄している<sup>37</sup>ことから上記の第 2 の例外に該当し、外国が刑事管轄権を行使することに障害はなくなったといえる。

### 3-3) アフリカ特別法廷の意義——アフリカの手で裁判を

アフリカ特別法廷は、アフリカのために裁判することを AU が要請し指導する中、セネガルの国内司法制度に位置づけられる形で設置された特別法廷であった。したがって後に「アフリカ国際刑事裁判所」構想に基づいて AU が設立を決定した裁判所<sup>38</sup>とは異なり、AU の裁判所ではない。組織的にはセネガル国内裁判所の位置づけであるが、ICC といった国際刑事裁判機関と類似するような国際的な性格も有するため、性質においてはいわゆるハイブリッド裁判所に分類される。アフリカ特別法廷の国際的な性格は、まず第 1 に、国内法に優先する形で国際法を適用法としていること、第 2 にセネガル人以外の外国人裁判官が参加していること、第 3 に裁判官の任命に AU が関与していること、第 4 に外国政府からの寄付により設けられた基金により運営されていること、第 5 に有罪判決とともに賠償命令権限が特別法廷には付与されており、前記の基金を用いて被害者への賠償が行われていることなどに見られる。

アフリカ特別法廷がハイブリッド型の国際裁判所であることから、同法廷が行使する管轄権の根拠がセネガルが国として行使する普遍的管轄権であるのか、国際的な刑事裁判管轄権であるのか理論上の疑問が生じるが、規程等では明確にされていない。この点、アフリカにおいて普遍的管轄権が元国家元首に対して行使された特異な例と評価する声もあるが、アフリカ特別法廷において適用法規として国際法が優先していること、並びに複数の裁判所が指摘していたセネガル国内法の不備を克服して裁判が実施されたことを考えるならば、国

37 ICJ, *Case on the Questions Relating to the Obligation to Prosecute or Extradite*, *supra* note (4), para. 20.

38 拙稿「アフリカ連合 (AU) のアフリカ国際刑事裁判所の概要と特徴」、金沢法学第 59 巻 1 号 (2016 年)、参照。

際的な刑事裁判管轄権であるとも解される。

最後に、Habré 事件をセネガルにおいて裁判する道が執拗に模索された要因は、アフリカの手でアフリカに関する事件を裁くことへの拘りがアフリカ諸国に生まれたことにあると考える。本稿で紹介した Habré 事件の取扱いの初期の時代には、セネガルはベルギーによる管轄権の行使に協力する意向にあったことが見て取れる。しかし、セネガルに国際法違反を認定した国際司法裁判所の判決が出された後、違法状態を解消する最も単純な方法であるベルギーへの引渡をセネガルが選択しなかったのには、時代の変化が背景にあると考える。Habré 事件の取扱いについては、セネガルからの要請を受けて、2005 年 12 月から AU が関与し始めたのであり、アフリカ全体の問題として扱われるようになったのである。

アフリカの問題としてアフリカ大陸内において Habré 事件の裁判を実施することが希求され始めたのには、大陸外からの司法的干渉に対する忌避感の高まりが影響している。Habré 事件に限らず、アフリカ諸国はヨーロッパ諸国が行使する域外管轄権などの大陸外からの数々の介入に忌避感を高めていたのであり、普遍的管轄権の濫用防止に関する AU とヨーロッパ連合（European Union、EU）との間の紛争もその例である。ヨーロッパ諸国が行使する域外管轄権や ICC がアフリカ諸国の高官及び政府の長並びに国家元首を手続対象とする事件が多発したことから、ICC を植民地主義や帝国主義と批判するなど<sup>39</sup>、大陸外からの介入を忌避する態度をアフリカ諸国や AU が鮮明にし、反発を高めていったのである。セネガルが国内法上の諸問題により Habré 事件の裁判を実施できない状況が続いていた当時、ルワンダが Habré 氏の裁判を行う

---

39 See, Patryk I. Labuda “The International Criminal Court and Perceptions of Sovereignty, Colonialism and Pan-African Solidarity” *African Yearbook of International Law* Vol. 20 (2013-2014), pp. 305-314. See also, Res Schuerch, *The International Criminal Court at the Mercy of Powerful States: An Assessment of the Neo-Colonialism Claim Made by African Stakeholders* (T.M.C. Asser Press, 2017).

ことに自ら手を挙げたことがあるのも<sup>40</sup>、アフリカの手で裁判を実施することへの拘りの現れと考えられる。そもそも AU が Habré 事件の検討を任せるアフリカ法律専門家委員会を設置した際にも、委員会に対して Habré 事件の扱いの選択肢について検討する際の留意点が 6 点挙げられていたが、その中にはアフリカの制度を優先することが含まれていたのである<sup>41</sup>。Habré 事件を迅速に裁判することができなかったセネガルと AU の苦い経験と反省は、アフリカ国際刑事裁判所構想を推し進める一つの原動力となっていくのであった。アフリカ特別法廷は、国際犯罪に対する地域的管轄権の原理を AU が実施に移す<sup>42</sup> 上での

40 See, ICJ, *Case on the Questions Relating to the Obligation to Prosecute or Extradite*, *supra* note (4), para. 41. ルワンダは、Habré 事件を裁判できる可能性のある国がないか AU が締約国に呼びかけたことに応えたのであった。See, AU Assembly “Decision on the Hissène Habré Case”, AU Doc. Assembly/AU/Dec.371(XVII), 30 July 2011, and AU Doc. Assembly/AU/Dec.401(XVIII), 30 January 2012.

41 AU はアフリカ法律専門家委員会の任務につき以下のように留意点を促しており、特に (f) が注目される。

“The Committee was mandated to consider all aspects and implications of the Hissène Habré Case as well as the options available for his trial, taking into account the following benchmarks:

- (a) Adherence to the principles of total rejection of impunity;
- (b) Adherence to international fair trial standards including the independence of the judiciary and impartiality of proceedings;
- (c) Jurisdiction over the alleged crimes for which Mr. Habré should be tried;
- (d) Efficiency in terms of cost and time trial
- (e) Accessibility to the trial by alleged victims as well as witnesses;
- (f) Priority of an African mechanism.”

See, Report of the Committee of Eminent African Jurists on the Case of Hissène Habré, para. 1, *supra* note (10).

42 See, Mutoy Mibiala “Africa and International Criminal Justice” *African Yearbook of International Law* Vol. 20 (2013-2014), pp.44-47. Mibiala は、西側諸国による普遍的管轄権の濫用から生じている「judicial imperialism」に対する闘争において、AU は「地域的管轄権」の原理を構築し、同原理の施行を 3 つの手段を講じて行ったとする。3 つの手段とは、セネガル司法制度内への African Extraordinary Chambers の設立、アフリカ刑事裁判所の構築、そして最後に国際犯罪の訴追を含む African Union Transitional Justice Framework (ATJF) の計画であると説明している。*Ibid.*, p. 44. 事件と AU の国際刑事裁判制度案との関係については、See, T. Monghamdam, “Revitalizing Universal Jurisdiction: Lessons from Hybrid Tribunals applied to the Case of Hissène Habré” *Colombia Human Rights Law Review* Vol. 39 (2008).

重要な礎の一つを象徴すると考えられる。

## おわりに

Habré 事件の処理は拷問や人道に対する罪といった国際犯罪について処罰の徹底を求める国際社会の要求と圧力の下、被疑者の亡命先であったセネガルが裁判を実施しようと試みつつも国内法上の問題や経費不足で足踏みする中、ベルギーが管轄権を行使して被疑者の引渡を請求したことにより、競合管轄権の国際紛争が発生した経緯を本稿で明らかにした。セネガルが訴追又は引渡のいずれも行っていない状況について国際司法裁判所はセネガルによる拷問禁止条約違反を認定したが、国際司法裁判所の判決後も、セネガルが既存の国内裁判所で裁判を実施しようとした場合、セネガル国内裁判所及びアフリカの地域的国際機関である ECOWAS 裁判所の判断に反することになってしまうというジレンマにセネガルは陥ったのである。そこでこの裁判不能の状況を回避するため、セネガルは AU の助けを借りてアフリカ特別法廷を設置したのであった。

アフリカ特別法廷は、他国の元国家元首を裁くために一国の国内司法制度内に設置された法廷の初めての例である。Habré 事件を通じて、アフリカで発生した国際犯罪をアフリカの手で裁判を実施する上では、たとえアフリカ諸国が裁判を実施する意思があったとしても、憲法や刑法及び刑事訴訟法といった国内法の整備不足等の理由により各国の国内裁判所がその役割を実効的に果たすことができない可能性が露見したのであった。大陸外からの介入を排除しつつ正義の追求という国際社会からの期待に応えるためにも、アフリカで生じた国際犯罪をアフリカの手で裁判するという目標を達成するためには、国際的な性格を有する裁判機関を整備する必要があるとアフリカ諸国に経験を通じて認識させたのが Habré 事件であったと言える。Habré 事件は、AU が国際的かつ地域的な刑事裁判機関（いわゆるアフリカ国際刑事裁判所）の必要性を説明する根拠の一つとなったのであった。